

第20号 しそエキス入り飲料の認証基準

平成15年3月25日制定

第1 適用の範囲

この基準は、山梨県内で製造された「しそエキス入り飲料」に適用する。

第2 定義

この基準において、次の表の左欄に掲げる用語の定義は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

用語	定義
しそエキス入り飲料	しそを煮沸し漉したものに、糖とクエン酸等を加えたもの。

第3 品質及び品質表示

1 しそエキス入り飲料の品質及び品質表示の基準は、次のとおりとする。

区分		基準
品質	原材料	次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。 1 使用するしそは、山梨県内で生産されたものに限る。 2 砂糖、ぶどう糖、果糖 3 はちみつ 4 レモン汁他柑橘類の果汁
	料	食品添加物 クエン酸以外のものを使用していないこと。
	品位	色沢、香り及び味が良好であり、異味異臭がないこと。
	異物	混入していないこと。
	内容量	表示量に適合していること。
表	一括表示事項	次の事項を一括して表示してあること。 (1) 名称(品名) (2) 原材料名 (3) 内容量

示		(4) 消費期限又は賞味期限(品質保持期限) (5) 保存方法 (6) 製造業者又は販売業者の氏名又は名称及び住所
	表示の方法	JAS法の加工食品品質表示基準に基づき、容器又は包装の見やすい場所に表示されていること。 なお、飲用する際希釈する必要がある場合はその旨表記すること。 レモン汁以外の柑橘系の果汁を使用した場合は、その柑橘の名称を原材料名に記載すること。
	特別表示事項及びその表示事項	1 認証マーク若しくは認証マークの近接した箇所に「しそエキス入り飲料」と表示することができる。 2 製品には「山梨県産しそ100%使用」等と表示することができる。
表示禁止事項	次に掲げる事項は、これを表示していないこと。 1 品評会等で受賞したことがあるかのように誤認される用語(品評会等で受賞したものと同一仕様によって製造された製品であって、受賞年を併記しているものに表示する場合を除く)及び官公庁が推奨しているかのように誤認させる用語。 2 一括表示事項の項に規定により表示してある事項と矛盾する用語。 3 その他内容物を誤認させるような文字、絵、写真、その他の表示	

第4 製造施設等

製造施設、製造機械及び保管施設は、食品衛生法に基づいた適切な管理がおこなわれていること。

第5 品質管理

- 1 製造に当たっては、食品衛生法を遵守し、衛生に十分注意し、適切な管理をおこなうこと。
- 2 食品衛生責任者が1人以上いること。

第6 認証方法

認証のために適合審査は、山梨県農産物等認証要綱に基づきおこなうものとする。